

北広島市中央公民館 使用のきまり

平成27年1月13日

北広島市教育委員会

	旧名称	新名称	面積	使用人数	基本使用料 (1時間)	用途	備考	
1階	学習室 A	学習室 1	39㎡	椅子：18名	200円	会議 サークル活動		
	調理実習室	学習室 2	36㎡	椅子：18名	190円	会議 サークル活動		
	学習室 B	研修室 1	51㎡	椅子：27名	250円	会議 サークル活動	可動間仕切りにより一室として使用可	
	研修室	研修室 2	51㎡	椅子：27名	250円	会議 サークル活動		
	和室	研修室 3	60㎡	(畳：28名) (椅子：27名)	300円	会議 サークル活動 ダンス 体操	床：フローリング 畳等で和室としての使用可	
	ITステーション	調理実習室 1	32㎡	椅子：9名	160円	調理実習 調理 会議 サークル活動	可動間仕切りにより一室として使用可	
調理実習室 2		41㎡	椅子：9名	200円				
2階	学習室 C	学習室 3	31㎡	椅子：12名	160円	会議 サークル活動 控室		
	講堂	ホール	講堂	ホール	270㎡	椅子：150名	720円	イベント ダンス
		ステージ	講堂	ステージ	90㎡	—	240円	イベント
屋外	工芸作業所	工芸作業所	43㎡	—	230円	工芸製作		
	陶芸作業所	陶芸作業所	50㎡	—	250円	陶芸製作		
	—	相撲場	176㎡	—	560円	相撲	休館：11月1日～4月第4金曜日	

【付帯設備使用料】					品名	単位	金額(1日)
音響設備	品名	単位	金額(1日)	舞台設備	ピアノ	1台	1,000円
	放送基本設備	1式	1,000円		使用前に調律を必要とするとき、当該調律に要する実費相当額は利用者負担		
	ポータブルアンプ	1式	400円	その他	展示パネル	1枚	200円
	マイクロフォン(ワイヤード)	1本	200円		調理実習室ガス使用	1回	100円
ボーダーライト	1列	400円	工芸作業所ガス使用		1回	200円	
舞台設備	スタンドスポットライト	1台	300円	陶芸窯	1台	200円	
	スクリーン	1枚	100円	別途燃料費：素焼き 1,200円、本焼き 1,700円			
	マイクロフォン(ワイヤレス)	1本	250円				

- 休館日 月曜日(祝日を除く)及び年末年始(12/29～1/3)
- 開館時間 午前9時～午後9時まで

使用料	<ul style="list-style-type: none"> ●使用料は申込時にお支払いください。 ●使用時間に1時間未満の端数が発生したときは、1時間とみなします。 ●次の場合は、基本使用料に料金が割増しになります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 使用者が市民以外場合…100分の100 ② 入場料その他これに類する料金(段階があるときは最高額)が1000円を超える場合…100分の100 ●市民とは、次に掲げる者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市内にお住まいで、住民登録がある者 ② 市内の事務所、事業所に勤務している者 ③ 市内の学校教育法第1条に規定する学校に在学する者 ④ 構成員の半数以上が①から③に該当する団体
-----	--

使用料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する場合は、使用料が減免になります。ただし、①aと③を除き、付属設備の陶芸窯の使用料は減免になりません。 ① 使用料全額免除 <ul style="list-style-type: none"> a 市が主催又は共催する事業で使用するとき b 市内の学校教育法第1条に規定する学校(大学除く)が全市的行事に使用するとき c 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者で構成されている団体 d 市町村社会福祉協議会 ② 使用料5割減額 <ul style="list-style-type: none"> a 小学校就学前、小学校、中学校、高等学校の児童生徒、または準ずる者で構成される団体 b 特別支援学校の小学部、中学部、高等部の児童生徒で構成される団体 c 使用者の2分の1以上が65歳以上である団体 d 社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体 e 自治会、町内会、またはこれらの連合団体 f 特別非営利活動促進法第2条に規定する市内の特定非営利活動法人 g 市の学校教育の振興に寄与すると教育委員会が認める団体 ③ 教育委員会が特に必要と認めたととき(教育委員会が決定した額を減免)
--------	--

例) 1時間250円の部屋を社会教育関係団体が1時間使用するときの使用料は125円です。

使用にあたって (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ●使用許可された時間内に、準備から後片付けまで全て終わらせてください。 ●椅子、机等は廊下に出さないでください。 ●施設内は禁煙です。 ●ペット等は入館できません。〔補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を除く〕 ●使用後は、部屋を掃除してください。掃除用具は、1階多目的トイレ前物置、2階学習室3前収納スペースにあります。 ●長机や椅子が汚れたとき、床に拭き掃除が必要なときはぞうきんで拭き掃除をしてください。ふきんは1階給湯室、ぞうきんは1階多目的トイレ前物置、2階学習室3前収納スペースにあります。使用したふきんとぞうきんは洗って干してください。 ●ゴミは各階ロビーのゴミ箱に捨ててください。 ●展示物を掲示するときは、壁を傷つけないように注意し、終了後は速やかに撤去してください。 ●活動の際に出るゴミは、使用者がお持ち帰りください。 ●私物(サークル活動含む)は、お持ち帰りください。●部屋にある備品等を破損したときは、事務室に申し出てください。同等品を弁償していただく場合があります。 ●使用後は、長机、椅子はそのままの状態にしてください。 ●長机と椅子が不足する場合は、事務室に申し出てください。 ●退出するときは、忘れ物、消灯、蛇口、ガスの元栓を必ず確認してください。 ●帰る際は、使用状況報告書を事務室に提出してください。
-------------------	--

給湯室	●給湯室の湯呑みとポットは館内で自由にお使いください。使用後は洗って、元に戻してください。
-----	---

備品等	●次の備品等を使用するときは、事務所に申し出たうえで、使用してください。使用後は元に戻してください。			
	名 前	保管場所	名 前	保管場所
	ホワイトボード(片面黒板)	学習室2	踏み台	調理室
	ホワイトボード(両面)	研修室	冠水瓶、茶たく、丸盆、角盆	事務室
	チョーク、ボードマーカー	事務室	おしぼり、おしぼり受け	事務室

研修室3	<ul style="list-style-type: none"> ●畳やゴザを敷いて、和室として使用することができます。使用する際は、事務室に申し出てください。 ●土足厳禁です。 ●椅子やテーブルは常備していません。使用する際は、事務室に申し出てください。
調理実習室1	<ul style="list-style-type: none"> ●IHコンロ（2口）が1台、シンク（洗い場）が2つあります。 ●可動式間仕切りにより、調理実習室2と合わせて1室として使用することができます。
調理実習室2	<ul style="list-style-type: none"> ●IHコンロ（2口）が2台、シンク（洗い場）が2つあります。 ●可動式間仕切りにより、調理実習室1と合わせて1室として使用することができます。
調理実習室1・2	<ul style="list-style-type: none"> ●食器や調理器具は、館内でのみ使用することができます。 ●食器や調理器具のみの貸し出しは行っていません。 ●食器や調理器具を破損したときは、速やかに事務室に申し出てください。同等品を弁償していただく場合があります。
学習室3	<ul style="list-style-type: none"> ●講堂を使用する際の控室として使用することができます。
講堂：ホール	<ul style="list-style-type: none"> ●畳やゴザを敷いて使用する際は、事務室に申し出てください。 ●長机と椅子が不足する場合は、事務室に申し出てください。
シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ●中央公民館有料使用者（減免適用者含む）に限り、使用することができます。使用する際は、事務室に申し出てください。 ●使用する際に必要なもの（タオル等）は持参してください。 ●退出後は、事務室に声を掛けてください。

使用申込について

●使用申込の際は、必ず窓口にお越しのうえ申込をしてください。

一般(団体等)の場合

受付開始日は次のとおりです。

講堂・相撲場	3月前 (市民以外は1月前)
上記以外の諸室	1月前 (市民以外は15日前)

例：講堂・相撲場 2月⇒5月分 (3月⇒6月分)

上記以外の諸室 4月⇒5月分 (5月⇒6月分)

サークル活動などで継続的に使用する団体の場合

特例として、3ヵ月分の受付を認めます。(受付開始日は同じ)

公民館を定例的(月に1回以上継続して使用)に活動の場とする社会教育関係団体の使用許可の申請に当たっては、教育委員会が特に認めるものとして、「申請時に3ヵ月分の使用を受付ける。」こととします。

例：講堂・相撲場 2月⇒5・6・7月分 (3月⇒6・7・8月分)

上記以外の諸室 4月⇒5・6・7月分 (5月⇒6・7・8月分)

中央公民館継続使用団体予約可能月(講堂、相撲場)

		使用を希望する月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予約を行う月	4月												
	5月												
	6月												
	7月												
	8月												
	9月												

中央公民館継続使用団体予約可能月(講堂、相撲場以外の施設)

		使用を希望する月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予約を行う月	4月												
	5月												
	6月												
	7月												
	8月												
	9月												

申込手順について

- 1 月の初めの開館日の午前9時に来館されている方に、使用時間等の希望を確認します。
- 2 使用時間等が重複した場合は使用者間で調整となります。
- 3 月の初めの開館日の9時以降に来館された方については先着順となります。なお、継続利用者以外の方の申込が予約済団体と重複となった場合は、調整となります。
- 4 使用料は、申込の際に支払ってください。